

第114号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第18号右欄中「及び出雲市」を「、浜田市及び出雲市」に改め、「美郷町」の次に「、邑南町」を加え、同表第20号右欄中「松江市」の次に「、浜田市」を加え、同表第31号右欄中「、出雲市及び」を「、浜田市、出雲市及び」に改め、同表第35号右欄中「美郷町」の次に「、邑南町」を加え、同表第36号右欄中「益田市」の次に「、大田市」を加え、同表第56号右欄中「浜田市」の次に「、出雲市」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第36号右欄の改正規定及び附則第3項の規定は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律又は政令に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に同欄に掲げる法律又は政令に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同表の左欄に掲げる法律又は政令の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町の長のした処分その他の行為又は同欄に掲げる市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

租税特別措置法（昭和

この条例による改正後の

浜田市長

32年法律第26号)	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第18号左欄の(1)に係る事務及び(4)に係る事務（(1)に規定する認定に係るものに限る。）	
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）	改正後の条例第2条の表第18号左欄の(3)に係る事務	邑南町長
都市計画法（昭和43年法律第100号）	改正後の条例第2条の表第20号左欄に掲げる事務	浜田市長
農地法（昭和27年法律第229号）	改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務	浜田市長
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）	改正後の条例第2条の表第35号左欄に掲げる事務	邑南町長

- 3 改正後の条例第2条の表第36号の規定（大田市に係る部分に限る。）は、同号右欄の改正規定の施行の日以後に旅券法（昭和26年法律第267号）に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用し、同日前に同法に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。